

令和 8 年 6 月 2 3 日

令和 8 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 8 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 8 年 6 月 2 3 日 （ 火 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 2 時 2 7 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

2 番	宗	健	司	3 番	山	本	達	也
4 番	高	山	豊	彦	5 番	村	山	一
6 番	井	上	武	津	男	7 番	岡	本
8 番	吉	田	哲	也	9 番	小	西	啓
1 0 番	畑	武	志					

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 長 谷 川 真 理

書 記 横 田 武 大

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	馬 場 正 実
理 事 兼 総 務 課 長	原 田 敏 明
理 事 兼 税 住 民 課 長 兼 診 療 所 事 務 長	北 広 光
理 事 兼 環 境 衛 生 課 長	井 上 博 丞
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	松 井 幸 則
ま ち づ く り 応 援 課 長	中 尾 政 弘
ま ち づ く り 応 援 課 地 方 創 生 担 当 課 長	奥 野 雄 也
人 権 啓 発 課 長	竹 谷 徹 也
保 健 福 祉 課 長	但 馬 宗 博
建 設 農 政 課 長	今 西 靖
わ づ か こ ど も 園 長	富 岡 初 代

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 議 事 日 程 の と お り
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	5 番 村 山 一 彦
	6 番 井 上 武 津 男

議事日程（第２号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案第 29 号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

日程第 4 議案第 22 号 L G W A N 接続系端末購入契約の締結について

日程第 5 議案第 23 号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 24 号 和束ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 25 号 令和 8 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 26 号 令和 8 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 27 号 令和 8 年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 28 号 令和 8 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 同意第 2 号 和束町農業委員会委員の任命について

日程第 9 発委第 2 号 和束町議会広報発行に関する条例の制定について

日程第 10 発議第 3 号 全国一律の給付原則を守り安心できる介護保険制度を求める意見書

日程第 11 発議第 4 号 殺傷能力のある武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書

日程第 12 議員派遣について

追加日程第 1 の 1 監査委員の辞職を認める件について

追加日程第 2 同意第 3 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 13 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、令和 8 年和束町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、5 番、村山一彦議員、6 番、井上武津男議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

令和 8 年 6 月 5 日付で、釜塚区長、畑 勝己氏から、町道復旧について要望書が出されております。お手元に写しを配付していますので、後ほどお目通しください。

日程第 3、議案第 2 9 号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

なお、議案書の 1 ページの承認第 8 号を議案第 2 9 号に訂正をいたしますので、差替えをお願いいたします。

町長。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、議案第 2 9 号の提案理由をご説明させていただきます。

先ほど議長からもございましたように、事前に配付いたしました議案書につきましては、承認第 8 号と記載されております。印刷ミスがあったもので、正しくは議案第

29号になります。訂正いたしましたものを机の上に配付しておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、議案第29号の提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、「和東町過疎地域持続的発展市町村計画」を変更したく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○まちづくり応援課地方創生担当課長（奥野雄也君）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思います。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第29号

和東町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

和東町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月23日提出

和東町長 馬場正実

次のページから計画案と新旧対照表を載せさせていただいております。議長のお許しをいただいておりますので、新旧対照表の次、議案第22号の前に、変更概要に基づきまして説明をさせていただきます。

和東町過疎地域持続的発展市町村計画 変更概要

1. 変更理由

現行の計画期間が令和３年度から令和７年度までとなっているため、令和８年度から令和１２年度に計画期間を延長するとともに、内容を現状に合わせて変更するものです。

２．変更概要

<全体>

・変更年度を「令和３年度～令和７年度」から「令和８年度～令和１２年度」に変更

・鷲峰山トンネルの開通や和束町健康福祉交流センターの完成に伴う文言の修正

・奈良交通バス和束木津線の運行区間の見直しを反映

・人口、財政、施設整備等を現時点の状況に修正

・関係組織名の修正

・和束町第５次総合計画後期基本計画及び第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定内容を反映

<個別>

・「Ⅵ．生活環境の整備」の事業計画の中の事業名に「（３）廃棄物処理施設」を追加し、事業内容に「廃棄物処理施設整備事業」を追加し、事業主体に「和束町相楽東部広域連合」を追加【Ｐ４３】

・「Ⅵ．生活環境の整備」の事業計画の中の事業名に「（４）し尿処理施設」を追加し、事業内容に「し尿処理施設整備事業」を追加し、事業主体に「相楽広域行政組合」を追加【Ｐ４３】

・「Ⅵ．生活環境の整備」の事業計画の中の「（７）過疎地域持続的発展特別事業」の中の事業内容に「合併処理浄化槽維持管理事業」を追加し、事業主体に「和束町」を追加【Ｐ４３】

・「Ⅵ．生活環境の整備」の事業計画の中の「（７）過疎地域持続的発展特別事業」の中の事業内容に「不法投棄防止事業」を追加し、事業主体に「和束町」を追加【Ｐ

43】

・「XI. 地域文化の振興」の事業計画の中の事業内容に「和束町重要文化的景観保護推進事業費補助金」を追加し、事業主体に「和束町」を追加【P 60】

・「XIV. 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分」の表を削除

以上でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

幾つか確認といいますか、お考えを聞きたいことがありますので、お願いしたいと思います。

まず、全体的なことですけれども、今回新たな5年間の活動計画の変更ということになると思うんですけれども、この間、過疎地域に和束町が指定されてかなり経ってきてるわけですけれども、とりわけ、これまでの5年間といいますのは、人口減少は大変大きく進んできた期間だったというふうに思うのですが、先日の国勢調査の結果等も、人口という点では大変厳しい結果も言われておりましたけれども、この間のそういった動きについてはどのように町長が受け止めておられるかということをお聞きしたいのと、あと、今回の過疎計画の変更の中で、過疎計画としてどういう方向でまちづくりを進めていきたいというような方向性があるのか、また、新しいものがあるのかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的に、過疎計画に過疎地という形で和東町が指定されてから十数年たっている現状でございます。その中で和東町をどうしていくかということがまず1点あると思います。これは今、議員がおっしゃられましたように、人口減少があまりにも想定以上に早く進んでしまっているという点、それに合わせて住民ニーズが多種多様にわたってきているというのも現実でございます。この辺を時点修正をするというのが今回の目的の一つ、もう一つは、第5次総合計画のための財源確保ということで、過疎債の活用を今以上に効率よく行うために過疎計画を見直したというのが現実でございます。

新たなものといいますと、やはりトンネルの開通に伴う住民ニーズに対応、それから老朽した施設等の今後の活用方法とか、それから人口減少の中で、何回も話題になっております高齢者が増えてきている中での高齢者福祉対策等々についての抜本的な取り組みというのは、今後も時点を見ながら修正をかけながら前に進みたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、変更後、変更前の表から、変更されている部分について確認を幾つかさせていただきたいと思うんですが、まず、何ページかな、ページは書いてないんですけど、Ⅲ．産業の振興というところに農業というところがあるんですけども、その荒茶生産量と新規就農者数の目標というのがあります。変更前は荒茶生産額ということで規定がされていたんですけども、それが量になっているということや、あと、雇用創出数と前回はなっていたんですけども、今回は新規就農者数というものに項目が変わっていますけれども、この辺は何か変更された意味というのはあるのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○まちづくり応援課地方創生担当課長（奥野雄也君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、金額から生産量に変えたという趣旨でございますけれども、金額については今の抹茶バブルにもありますとおり、非常に値段が高騰しているというところもありまして、なかなか我々の行政の施策の一環で金額が上下できるというところでもございませんので、今回の総合計画の目標もそうですけれども、生産の額から生産量に変えたというのが趣旨でございます。

担い手の数もですね、茶業の担い手をしっかり確保していくということがやっぱり重要だというふうに考えておりますので、3名という形で設定させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それと、次の地域における情報化というところの茶源郷情報配信システムの利用登録というのが500件ということで明記されております。変更前につきましては、年間50基普及するということや、令和8年3月の段階で750基普及するというような目標にはなっていました。今回登録500件というような記述になっているんですけれども、500件以上の普及というのは今後も考えていないのかということを確認したいのと、あと、もう少し行ったあとの公共交通のところ、公共交通の利用者数というのが年間4万人ということで目標として掲げられています。変更前については10万人ということで掲げていたわけですが、かなり大きく減少しているという状況もありますが、この辺、目標の立て方についてどういう考えかということをお聞

きしたいと思います。両方ともお願いします

○議長（畑 武志君）

地方創生担当課長。

○まちづくり応援課地方創生担当課長（奥野雄也君）

岡本議員の質問にお答えいたします。

まず、茶源郷情報配信システムの目標の見直しですけれども、これは今回、総合計画及び総合戦略の目標設定の見直しの中で、実際なかなか現実的に難しいというものについては、頑張ったら何とか到達できるというものに見直したという一環の中で、今回利用登録を500件に見直したというところでございます。

あと、公共交通の目標数ですけれども、10万人から4万人減っているというところでもありますけれども、先ほど岡本議員からのお話もありましたとおり、本町で毎年、人口は100人ずつ減少しております。こうした人口減少に加えて、公共交通の利用状況の推移を鑑みまして、実際、目標として何とか到達し得るであろう目標を設定したというところでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

あと、生活環境の整備というところで、下水道処理施設関係の記載があります。これは先日の一般質問でも一定取り上げられていたような気もするんですけれども、今回新たに中央浄化センターをはじめとする施設の老朽化が進んでいることから、下水道事業の在り方を見直す時期を迎えているという記述が入っているというふうに思います。

先日も下水道事業の今後について検討していくんだという話もあったと思うんですけれども、具体的に、今後の5年間の過疎計画の中で下水道事業の在り方をどのよう

な形で見直すと、どういう場で、またどういう方向性で見直すということを考えておられるのかをお聞きしたいと思います。町長をお願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私のほうから答弁させていただきます。

基本的に、下水道につきましては、うちのほうは特定管渠ということで、一自治体が一つ持つ処理場という形の整備を行っています。これが平成12年から稼働はしておるんですけども、この稼働時の整備率からいいますと、七十、八十ぐらいのところとどまっているということと、人口減少に加えまして、計画値の中での空き家等々が増えてきた状況もございます。空き家というか廃屋、家を潰された方が出てきている現状でございます。これで伸びがないということがありまして、数年前から私が就任当初から、京都府・国等に対して、この辺についてどのように持っていけばいいかという点についてはご相談をしていた時期がございます。それを具体化しまして、令和8年から担当課を新たに設置しまして、担当課のほうから、その辺の基本的な計画を見直すという形を取らせていただいています。

今後につきましては、合併処理浄化槽、それから集落的な浄化槽、また今の現行施設をどこまで使うか等について検討していきたいということで、具体案として今回の計画に挙げさせていただいたのが現状でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

最後に、その後の生活環境の整備の中で、廃棄物処理施設の関係があります。変更前につきましては、ごみの減量対策として、粗大ごみ生ごみ処理について云々ということも入っていたんですけども、今回はそれが削られている中で、あと、やはり今

後の一般廃棄物処理施設の方向性と早期の具体化に向けて、あらゆる面から協議を進めるということがより強調された形になっているというふうに思うんですけども、この辺りのごみの減量対策というものは今後あまり重視されないのかということが方向性としてどうなのかということと、先日も一般質問もしましたけども、クリーンセンターが止まっている下で、一般廃棄物処理施設、どこで今後処理していくのかというのは、任期中に一定の方向性を出したいという答弁もいただいているんですけども、とりわけ処理については、この間ずっと連合という枠の中で焼却についてはしてきたと思うんですけども、南山城村や笠置のほうで動きがあって、この間、どういう方向でというのがそれぞれのところで方向性が一定決められたところがあると思いますけれども、和束町として連合という枠の中で処理施設をどうしていくかということとは、今後どのようなお考えなのかということですね、その辺も含めてちょっと方向性だけお示し願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問に答弁させていただきます。

基本的に、広域連合におけるごみ処理というのは今後も継続していきたい。

まず、1点申しますと、可燃物関係の処理をどうしていくか、それから不燃物的な処理をどうしていくか、リサイクル的処理をどうしていくかという点については、共同化ができるところにつきましては共同化していきたいというのが私の考え方でございます。これは少ないごみを独自で処理することについて、大きなリスクがあるというのは私の思いであります。例えば、運搬費とか処理費等に反映してくる関係もございいますので、この辺については、できる限り共同化をした中での連携を取りたいという考え方を持っています。

ただ、岡本議員もご承知のとおり、東部クリーンセンターにつきましては現状のよ

うな状況でございます。これについては、和束町だけでなく2町1村で整備したものでございますので、この後処理等についても今後検討していかなければならない。この点についてはしっかりと協調していきたい。

それと併せまして、笠置町、南山城村との今のごみの状況でございますが、現状では、奈良との広域圏を使って処理をしていきたいという考え方を持っておられる南山城村、そこに一旦は加盟されましたけども、離脱された笠置町、もともと和束町につきましては、独自で京都府内の機関と何とか連携・協調をしていきたいという考えを持っておりまして、一般質問でも答弁させていただきましたとおり、私の任期中には何とかその辺のところを明確に具体化させたいというのが目標でございます。

この点については、笠置町がどういう動きを取るのか、また南山城村がどういう形で今後進むのかというところを見るところがあるんですけども、これは可燃物の処理部分についての考え方でございますので、この点については、今の時点ではそういう答弁にさせていただきたいということでございます。

それと、ごみの減量化でございます。これについては明記は外してはいますけれども、その分、住民の皆様方が一定のごみの分別についてはご理解とご協力いただいていると。その関係で、ごみ分別が悪いというような判断がされているところがないということもありますので、これは今後も努力義務ということの中で明記はしませんけれども、住民の皆様方に啓発していきたいというような考えを持っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２９号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２９号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第２２号 L G W A N 接続系端末購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第２２号の提案理由を申し上げます。

業務端末機材の購入について、令和８年６月５日に指名競争入札に付し、落札業者が決定しましたが、購入契約金額が７００万円を超えましたので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第です。

ご審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

議案第２２号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第 22 号

L G W A N 接続系端末購入契約の締結について

令和 8 年 6 月 5 日に指名競争入札に付した L G W A N 接続系端末購入について下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 L G W A N 接続系端末更新事業
- 2 物品名 L G W A N 接続系端末
- 3 納入場所 和束町大字釜塚小字生水 14 番地の 2
和束町役場内
- 4 契約金額 1,385 万 298 円
(うち消費税相当額 125 万 9,118 円)
- 5 契約の相手方 京都府京都市下京区木津屋橋通新町西入東
塩小路町 601 番地 N U P ビルディング京都駅前
京都電子計算株式会社 代表取締役社長 森口健吾
- 6 契約の方法 地方自治法施行令
第 167 条第 1 項第 1 号の規定による指名競争入札
- 7 納入期限 令和 8 年 9 月 23 日
- 8 支出科目 和束町一般会計
(款) 2. 総務費
(項) 1. 総務管理費
(目) 1. 総務管理費
(節) 18. 備品購入費

令和 8 年 6 月 23 日提出

和束町長 馬場正実

次のページが概要でございます。議長のお許しを得ておりますので、資料No. 2に基づきましてご説明を申し上げます。

概要でございます。

1 備品内訳でございます。

価格につきましては税抜き価格ということでございます。

・端末（ノートPC）57台、775万2,000円

・ソフトウェア57台分、483万9,180円

2 入札参加業者

順位、業者名称、入札金額の順にご説明を申し上げます。

落札業者、京都電子計算株式会社、1,259万1,180円

第2位、キステム株式会社、1,562万9,600円

第3位、株式会社三井田商事、1,647万4,100円

第4位、都築テクノサービス株式会社、1,711万8,100円、

株式会社ライオン事務器、株式会社システムリサーチ、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社につきましては、辞退されているということでございます。

3 税抜予定価格でございますが、1,720万5,000円

4 税抜最低制限価格は、なしでございます。

5 落札率でございますが、73.18%でございます。

なお、今回のLGWAN系接続端末の更新事業につきましては、令和7年1月臨時会において議決いただきました職員に配備させていただくノートパソコンの残りの分ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２２号　ＬＧＷＡＮ接続系端末購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２２号　ＬＧＷＡＮ接続系端末購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第２３号　和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第２３号の提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、同政令を基準額としている和東町消防団員等公務災害補償条例の葬祭補償額の変更を行う必要があることから、和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（畑　武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、議案第２３号のご説明を申し上げます。

議案第２３号

和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和８年６月２３日提出

和束町長 馬場正実

１枚おめくりください。

こちらに改正する条例案でございます。

和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第１８条中「３１５,０００円」を「３３０,０００円」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

次のページが新旧対照表をつけさせていただいております。議長のお許しを得ておりますので、１枚めくっていただきまして、概要によりご説明を申し上げます。

和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 概要でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正概要でございます。

非常勤消防団員等が公務災害等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定する。

現行でございますが、（葬祭補償）１８条、３１５,０００円、改正後（案）でございますが、（葬祭補償）１８条、３３０,０００円ということで、１万５,０００円の増額ということになっております。

施行日につきましては、公布の日と同日、適用日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日ということでございます。

次のページが災害補償条例の一部改正について、和束町消防委員会に諮問させていただいた結果、異議なしとの答申をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 23 号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 23 号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 24 号 和束ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第24号 和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

和東ふれあい工房は、新たな和東ブランドの研究開発とそれに伴う町内外住民の交流拠点とするため、平成22年10月1日に設置され、特に和東ブランドの研究開発を支援する観点から、使用料に関して規定していませんでした。設置から15年が経過した中で、この設置目的を活かしつつ、適正利用を図るため、使用料及びそれに付随する規定を設けるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、議案第24号につきましてご説明申し上げます。

議案書をお開きください。

議案第24号

和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和8年6月23日提出

和東町長 馬場正実

1枚おめくりください。条例改正の改め文でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、右側から資料No.24として新旧対照表をつけております。

1枚おめくりいただきまして、あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 概要によりご説明申し上げます。

和東ふれあい工房の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例 概要

１．改正理由

新たな和東ブランドの研究開発と、それに伴う町内外住民の交流拠点とすることを目的として平成２２年１０月に設置された和東ふれあい工房（愛称：てらす和豆香）は、設置当初から、この目的を達成するため、使用料規定を設けず、研究開発を行う利用者を支援してきましたが、設置から１５年以上が経過した中で、この設置目的を活かしつつ、適正利用を図るため、使用料及びそれに付随する規定を設ける。

２．改正概要

①和東町立和東運動公園条例の例に倣い、遵守事項、使用承認、使用料、使用料の還付・減免、罰則規定を設ける。

②使用承認と使用料が必要な場所は「ホール」とする。

③使用料額については旧和東運動公園休憩所の使用料を基準に各部分の面積を勘案して設定。また短時間利用もしやすくするため、１時間単位の使用を可能とする。

表でございますが、使用時間につきましては午前７時から午後１０時、使用者につきまして、町内者につきましては１時間当たり３００円、町外者につきましては１時間当たり５００円。

３．改正条例の施行日

一定の周知期間を確保するため、「令和８年１０月１日」とする。

以上、議案第２４号 和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

７番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

それでは、幾つか確認させていただきたいと思います。

今回のふれあい工房の条例改正につきましては、3月議会で一度議案として挙げておられたわけですが、いろいろと事情の中で取り下げられた経過がございます。それで、今回改めて出されたわけですが、3月に出されたときの議案の改正理由というところでは、先ほど述べられたところに、前は「設置から15年以上が経過し」の後に、「利用団体も自立運営を継続してきており、初期の目的を達成されたことから、使用料及びそれに付随する規定を設ける」というふうな改正理由になっておりましたが、今回は「その設置目的を活かしつつ、適正利用を図るため云々」ということに変更されておりますけれども、この辺の変更の理由というのはどのような考えの下で変更されたのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初出させていただきました改正の理由でございますが、利用団体の自立運営を継続しておると書かせていただきましたが、現在も研究開発を行う団体3団体の利用が続いております。また、新たにそうした団体の利用も見込みたいと考えておりますことから、今回はそちらを外させていただいた次第でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

それで、今回の条例では、施設利用についての使用料を負担していただく施設についてですが、前回3月のときは、ホール、調理室、事務室ということで、あそこにある施設全てについて対象にするというような考え方だったんですけど、今回

はホールのみということに絞られております。ホールだけにしたというのはどういう理由なのかということと、それからホールの使用について、条例上は新たな和東ブランドの研究開発とそれに伴う町内外住民の交流拠点とするためという目的があるわけですが、そういった目的に合致した使い方というところでしか使えないのか、それとも、より広く使えるという考えの下で設定されているのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回ホールとさせていただきましたことにつきましては、調理室につきましては設置目的、新ブランドの研究開発に伴うもの、あと、それに伴う町内外住民の交流拠点とするためのものでございまして、こちらのほうはこの設置目的に使っていただくということで、今回外させていただいたところでございます。

また、事務室につきましても、一般利用がなく、一定の団体の利用されるということでもございましたので、また、それに合わせて施設のほうも改修された経緯もございましたので、今回、事務室と調理室につきましては、料金を頂く施設から外させていただいたところでございます。

また、ホールにつきましては、現在も一般利用のほうはされておるところでもございますので、こちらについては、また広く使っていただくことも可能になるということで、今回、利用料を設けさせてもらったところでございますし、またホールにつきましても、設置目的に合致するものにつきましては、規則等を改正しまして、減免等を実施したいと考えておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

今の答弁で言いますと、ホールは一般的に開放して使用していただくということを改めて規定するという中でされているということ、それから、こちらの新旧対照表の中で、今言われておりましたけれども、使用料の減免というところがございすけれども、減免する場合の中に、第 1 条に規定する設置目的に合致する事業を実施するときというのがあります。そのときは減免対象になるということです。そうでない場合というものの違いをつけてるという意味では、基本的に広く使えるんだろーうということで確認しておきたいというふうに思います。

それと同時に、ちょっと私、確認したいんですけれども、この改正案の条例ですね、使用承認というところがあります。工房のうちホールを使用とする者は町長の承認を受けなければならないというふうになっています。それはもちろんそうだというふうには思うんですけれども、ただ、調理室や事務室というのも料金は設定していませんけれども、一応その公共のスペースというところで、この利用目的に合致する施設として今回料金設定はしていないという説明でしたけれども、ホールは承認は必要だけど、料金を頂く関係で自由に使えるんですかということになると思うんですね。だけど、ほかの施設は承認は要りませんと。これだけだと、勝手に使ってもらって結構ですみたいなことに解釈できないこともないと思うんですね。その辺はどういうお考えかということを知りたい。

それから、調理室とか事務室というのは、いわゆるホールを使う場合でも、あわせて、何か簡単な飲み物とかをしたいとか、ちょっと簡単な食べ物を料理して、そこで懇談したいとかいうこともあると思うんですけれども、そういう場合に例えば利用目的に合致しない使われ方をされてたとしても、そういう都合に合わせて調理室を使うとかいうことは、それはそれで併せてできるということではよろしいでしょうか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

使用承認につきましては、現在使用の施設の管理や申請や予約のほうにつきましては、えんT R A N C Eわづかのほうに覚書を交わしまして、そちらのほうを管理していただいております。引き続き、ホール以外の部分につきましては、そちらのほうでお願いするとともに、そうした利用目的の確認のほうは確実にしていただくようお願いしようというふうに考えております。

また、ホールを利用される方が同時に調理室を利用したいという場合がございますが、やはり調理室につきましては、設置目的に合致した目的で使用していただく必要がありますので、そこは分けて考えていただく必要があると思います。多少不便かもしれませんが、「c h a n o v a」の利用も提案させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

今の答弁でいいますと、調理スペースについてはこれまでとおりというか、そういう利用目的に合致した団体が、商品開発とか、研究とか、そういう目的の下で使われる場合しかそこは使わないというようなお話だったというふうに思うんですね。先ほど「c h a n o v a」を使っていたきたいと言われましたけども、「c h a n o v a」を使うと大変高いわけですよ。だから、そこを避けて違うとことという話になっている場合もありますし、こちらはある意味、料金が設定されてないわけですから、そういう一定使いたいという思いはあると思うんですけども、やはりある程度、今後規則等も含めて、調理スペースについても、合致していなくても併せて使う場合とか

も含めて利用できるような柔軟な対応をぜひしていただきたいというふうに思うんです。

それから、使用料の減免についてですけれども、ここに三つ項目があります。

一つは、先ほど利用目的に合致する場合に減免するというのがありますけれども、それから２番目の和東町または和東町構成員とする団体が事業を実施するとき、または使用者が和東町から委託された事業を実施するときというのがありますけれども、具体的にどういう場合が考えられているのかということ、どういう団体が減免対象として考えられるのか、その辺は具体的にどのように定義されようとしているかということですが、それとあと、一口に減免といいましても、例えば全額免除なのか、半額免除なのかとかいろいろあると思うんですね。それが大体ほかの自治体の利用規定などを見てみますと、こういう団体が使ったら全額とか、こういう事業に使ったら半額とか具体的に規定されています。やはりそういうことをちゃんとしておかないと、町内外のという形で利用していただくということを今回規定されるわけですから、その辺りを具体的に減免の内容についても規定される方向なのか、その辺はいかがですか。それと併せてお願いします。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

使用料の減免の（２）和東町または和東町を構成員とする団体が事業を実施するとき、または使用者が和東町から委託された事業を実施するときということでございますが、具体的に想定していますのは、茶源郷祭りと和東町が構成員となっている団体の事業、また和東町が委託された事業を実施するということで、例えば活性化センターでございますが、観光事業等でこちらのほうを利用するときとか、そういう場合を想定しております。

また、減免の規定につきましては、先ほども申しましたとおり、規則のほうで細かくきちんと設定させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認。今、岡本議員からもいろいろ質問がございましたが、ちょっと確認なんですが、先ほどの答弁からしますと、厨房については、商品開発であるとか、そういった関係の使用しか認めてないと。個人の使用というのは認めてないということよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

調理室の使用につきましては、新商品の開発やそれに伴う交流等で使われる場合と想定しております。

個人につきましては、ホールにつきましては、使われる分について利用は頂けるということで考えておりますけれども、個人事業として新商品を開発されるという場合につきましては、相談させていただいた上で決定させていただきたいというふうに考えております。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

ちょっと分かりづらかったんですが、要するに、厨房の新商品開発とか、目的に合致しない使用の仕方というのは今後考えられないのかどうか。例えば、この条例案で

いきますと、使用承認というのは先ほどもありましたけど、ホールの使用のみということになるわけでしょ。ここで設置及び管理に関する条例ということですから、厨房についてはこういう使用に限るとかいうような条項が要るんじゃないかと。使うことができないのであれば、そういった条項がなく、使用承認としては、ホール使用するもののみということになれば、それ以外のところは自由に使えるのかということになるわけですよ。その辺りはどうなんですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、高山議員の質問にお答えさせていただきます。

今回挙げさせてもらいました一般の方も使用できる方というところで、ホールというところでございますので、研究開発等やそれに使わない方につきましては、ホールのみの使用という形で考えておるところでございます。

また、団体等につきましても事前に相談いただいて、どのような形で使用されるか、内容のほうにつきましては、きちんと細かく聞かせてもらった上で、使用について判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

先ほどもありましたけど、やはり使用される内容ですね、どういう形で使用されるか、その部分についてはどのように認めていくかということをやはりしっかり規定すべきだと思うんですよ。これは規則でその辺りは定められているんですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

また、規則につきましては、今回の条例のほうが承認されましたら、規則のほうにつきましても変更ですね、改正していきたいと。それに合わせて改正していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

これから規則を考えていくということでございますけれども、議長、動議を提出したいと思います。

ただいま議題となっています議案第24号 和束ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、6月1日に開催しました産業常任委員会での説明もございませんでした。説明もなく本会議に提案されております。質問にもありますように、詳細について継続して審議する必要があると考えます。よって、会議規則第39条の規定によって、産業常任委員会に付託することを望みます。お願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ただいま高山豊彦議員から、本案について、審査に付すべく産業常任委員会の議会閉会中の継続審査に付することに動議が提出されました。

ほかに賛成者はおられますか。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

本案に対する高山豊彦議員からの産業常任委員会の議会閉会中の継続審査調査に付託することの動議を議題として、採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、本案について、審査に付託すべく産業常任委員会の議会閉会中の継続審査調査に付託することの動議は可決されました。

したがって、議案第 24 号 和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、産業常任委員会の閉会中の継続審査調査に付託することに決定しました。

会議の途中ですが、ただいまから 10 時 35 分まで休憩いたします。

休憩（午前 10 時 25 分～午前 10 時 35 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7、議案第 25 号 令和 8 年度和東町一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 26 号 令和 8 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 27 号 令和 8 年度和東町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 28 号 令和 8 年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 4 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 25 号から議案第 28 号の提案理由を申し上げます。

議案第 25 号 令和 8 年度和東町一般会計補正予算（第 1 号）は、人事異動に伴う人件費や物価高騰緊急支援給付事業等において、

議案第 26 号 令和 8 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、国・府負担金等の返還金において、

議案第 27 号 令和 8 年度和東町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、旧西部地区水道施設更新事業において

議案第 28 号 令和 8 年度和束町特定環境保全下水道事業会計補正予算（第 1 号）

は、人事異動に伴う人件費において

予算補正を必要としますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、議案書のご説明を申し上げます。

議案第 25 号

令和 8 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,230 万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 5,910 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 23 日 提出

和束町長 馬場正実

1 枚おめくりください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

単位は千円でございます。

15 款国庫支出金、2 億 5,663 万 8,000 円、△3,987 万 9,000 円、2 億 1,675 万 9,000 円。

16 款府支出金、1 億 9,161 万 4,000 円、4 万 8,000 円、1 億 9,166 万 2,000 円。

20 款繰越金、500 万円、3,383 万 1,000 円、3,883 万 1,000 円。

22 款町債、2 億 1,650 万円、3,830 万円、2 億 5,480 万円。

歳入合計でございますが、37 億 2,680 万円、3,230 万円、37 億 5,910 万円でございます。

1 枚めくっていただきまして、歳出でございます。同様のご説明とさせていただきます。

1 款議会費、5,470 万 7,000 円、725 万 3,000 円、6,196 万円。

2 款総務費、8 億 2,262 万円、1,228 万 5,000 円、8 億 3,490 万 5,000 円。

3 款民生費、8 億 2,025 万 1,000 円、508 万 5,000 円、8 億 2,533 万 6,000 円。

4 款衛生費、6 億 2,752 万 9,000 円、△178 万 8,000 円、6 億 2,574 万 1,000 円。

5 款農林業費、9,647 万円、239 万 2,000 円、9,886 万 2,000 円。

6 款商工費、6,904 万 6,000 円、114 万 2,000 円、7,018 万 8,000 円。

7 款土木費、2 億 4,477 万 3,000 円、593 万 1,000 円、2 億 5,070 万 4,000 円。

歳出合計でございますが、歳入合計と同額でございます。

1 枚めくっていただきまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更でございます。

起債の目的：橋梁長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、補正前の額：600万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後でございますが、限度額が760万円というところでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、起債前と同様でございますので、省略させていただきます。

また、以下でございますけれども、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後、同じでございますので、こちらにおきましても説明を省略させていただき、起債の目的、補正前と補正後の限度額のみを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

石寺橋整備事業（過疎対策）、5,880万円、7,660万円。

町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、770万円、1,680万円。

砂子橋補修事業（辺地対策）、520万円、1,500万円。

計でございますが、補正前の額7,770万円、補正後につきましては1億1,600万円となっているところでございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和8年度一般会計補正予算（第1号）、資料No.25に基づきましてご説明を申し上げます。

1ページから4ページにつきましては議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

主なもののご説明とさせていただきます。

歳入でございます。

15 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、補正額 332 万円。

こちらにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

同款、同項、6 目土木費国庫補助金、補正額△4,319 万 9,000 円。こちらにつきましては、橋りょう長寿命化修繕計画補助金△1,622 万 5,000 円、社会資本整備総合交付金（道路）分でございますけども、△915 万 8,000 円、道路局所管補助金（橋りょう）分でございますが、△1,781 万 6,000 円をそれぞれ計上させていただいております。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 3,383 万 1,000 円。こちらにつきましては、純繰越金でございます。

22 款町債、1 項町債、6 目土木債、補正額 3,830 万円でございます。主なものでございますが、過疎対策事業債（石寺橋整備事業）に 1,780 万円、同じく、（町道撰原下島線拡幅改良事業）に 910 万円、続いて、辺地対策事業債（橋梁補修事業）に 980 万円ということで計上させていただいております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款議会費、補正額 725 万 3,000 円、事業の議会職員人件費で同額を計上させていただいております。こちらにつきましては、4 月 1 日付で実施いたしました人事異動に伴う予算の組替えによるものでございます。

以降、人件費の補正につきましては同様の理由でございますので、説明を省略させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 245 万 8,000 円、1 節の報償費 72 万円でございますが、産業医の報酬でございますが、こちらにつきましては、定例会初日に町長から諸般の報告で報告をさせていただきました令和 7 年度出納閉鎖後に発覚いたしました未払い債務でございます。

また、16ページになりますが、5目共同浴場費4万2,000円の消防設備点検保守委託料におきましても、同様の未払い債務ということでございます。こちらにつきましては、過年度支出として現年度予算より支払いをさせていただくこととされておりますので、今回、補正予算計上をさせていただいております。債権者の方には事情を説明させていただき、補正予算議決後、速やかにお支払いをさせていただくということで了承をいただいております。今後このようなことがないようにチェック機能の強化を図ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明を続けさせていただきます。

同款、同項、2目企画費、1枚めくっていただきまして、12節委託料△392万円でございます。こちらにつきましては、企業版ふるさと納税営業委託料として50万円、また、地域活性化起業人推進業務委託料△4,420万円でございますが、負担金、補助及び交付金、地域活性化起業人派遣負担分担金として予算を組み替えさせていただいております。

その上の地域活性化起業人車両リース料ということで24万円計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、電動トクトクのリース料でございます。

同款、同項、4目活性化対策費、60万2,000円。こちらにおきましては、調理用備品ということで22万9,000円、また、事業の和東運動公園管理事業でございますが、委託料の樹木伐採等業務委託料に32万3,000円を計上させていただいております。

11ページ、12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、次のページをお願いいたします。15目物価高騰緊急支援給付事業、補正額332万円。こちらにつきましては、事業の物価高騰緊急支援給付事業で、主なものでございますが、地域ポイント負担金ということで327万円を計上させていただいております。

15、16ページをお願いします。

5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額102万円。こちらにつきましては、委託料の有害鳥獣捕獲委託料でございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光費、114万2,000円でございます。こちらは事業の観光諸経費で、次のページでございますが、印刷製本費で同額計上をさせていただいております。こちらにおきましては、お茶の駅ウォーキングMAPの増刷ということでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、644万2,000円の補正額でございます。主なものでございますが、こちらにつきましては土木管理諸経費の委託料、シルバー人材センターへの委託料として134万6,000円でございますが、同款、2項道路橋りょう費、2目道路維持費の委託料、町道管理業務委託料△134万6,000円と予算を組み替えさせていただいているところでございます。

私のほうからの説明は、以上とさせていただきます。

21ページ以降につきましては給与費明細を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（但馬宗博君）

それでは、私からは、議案第26号 介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案第26号をよろしくお願いいたします。

議案第26号

令和8年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,450万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月23日提出

和束町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第1表 歳入歳出予算補正をお願いします。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

9款繰越金、補正前の額1,000円、補正額1,300万円、計1,300万1,000円、歳入合計7億5,150万円、1,300万円、7億6,450万円。

次のページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

7款諸支出金、42万円、1,300万円、1,342万円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、資料No.26、予算に関する説明書をよろしくをお願いいたします。

予算に関する説明書、令和8年度和束町介護保険特別会計補正予算(第1号)

1ページから4ページにつきましては議案書と重複いたしますので、省略させていただきます。

5、6ページをよろしくをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順にご説明申し上げます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,300万円、1節前年度繰越金、

純繰越金が1,300万円でございます。

次のページをよろしくお願いいたします。

続いて、歳出でございます。歳入同様にご説明申し上げます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額1,300万円、22節償還金利子及び割引料、国府返還金で1,300万円を計上させていただいております。

以上で、私からの説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼環境衛生課長。

○理事兼環境衛生課長（井上博丞君）

それでは、議案第27号の説明をさせていただきます。

議案第27号

令和8年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度和束町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和8年度和束町簡易水道事業会計第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事項）、（3）主な建設改良事業、（イ）旧西部地区水道施設更新事業、既決予定額5,000万円、補正予定額2,000万円、計7,000万円。

（収益的収入の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）、既決予定額、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

収入

第1款水道事業収益、2億1,318万円、61万6,000円、2億1,379万6,000円。

第3項特別利益、0円、61万6,000円、61万6,000円。

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,555万円は、過年度分損益勘定留保資金92万1,000円、当年度分損益勘定留保資金7,462万9,000円で補てんするものとする。

4条につきましても同様の説明とさせていただきます。

第1款資本的収入、1億2,009万3,000円、2,000万円、1億4,009万3,000円。

第4項企業債、3,710万円、2,000万円、5,710万円。

支出

第1款資本的支出、1億9,564万3,000円、2,000万円、2億1,564万3,000円。

第1項建設改良費、5,546万6,000円、2,000万円、7,546万6,000円。

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明させていただきます。

簡易水道事業債、1,500万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、政府資金については、その

融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。2,500万円。

補正後の起債の方法、利率、償還の方法については先ほどと同様ですので、省略させていただきます。

続きまして、過疎対策事業債、1,500万円、起債の方法、利率、償還の方法については先ほどと同様でございます。補正後の限度額が2,500万円、起債の方法、利率償還の方法については、先ほどと同様でございます。

令和8年6月23日提出

和束町長 馬場正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.27をお願いいたします。

1ページは議案書と重複いたしますので、7ページをお願いいたします。

令和8年度和束町簡易水道事業会計予算内訳書

収益的収入及び支出

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。

収入でございます。

水道事業収益、特別利益、その他特別利益、61万6,000円、こちらにつきましては、過年度分消費税の還付金等でございます。

続きまして、資本的収入および支出でございます。

収入

資本的収入、企業債、企業債、2,000万円、簡易水道事業債等でございます。

続きまして、支出。

資本的支出、建設改良費、配管布設費、委託料で2,000万円、旧西部地区水道施設更新設計委託料でございます。

2ページ以降のキャッシュフロー計算書、貸借対照表等については後ほどお目通し

ください。

以上、簡易水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号の説明をさせていただきます。

議案第28号

令和8年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

収入でございます。

第1款下水道事業収益、1億7,489万4,000円、29万3,000円、1億7,518万7,000円。

第2項、営業外収益、1億4,707万4,000円、29万3,000円、1億4,736万7,000円。

支出

第1款下水道事業費用、1億7,523万4,000円、29万3,000円、1億7,552万7,000円。

第1項営業費用、1億5,434万8,000円、29万3,000円、1億5,464万1,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、（1）職員給与費、既決予定額1,592万2,000円、補正予定額29万

3,000円、1,621万5,000円

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第9条中に定めた一般会計から補助を受ける金額1億324万4,000円を1億353万7,000円に改める。

令和8年6月23日提出

和東町長 馬場正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.28をお願いいたします。

1ページは議案書と重複いたしますので、11ページをお願いいたします。

令和8年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算内訳書

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。主なもののみとさせていただきます。

収入

下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金、29万3,000円、一般会計の補助金でございます。

続きまして、支出。

下水道事業費用、営業費用、総係費、給料で17万6,000円、職員2名分でございます。その他人事異動に伴う手当等の増額でございます。

2ページ以降のキャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表については後ほどお目通しく下さい。

以上、特定環境保全公共下水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これより質疑を行います。

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

それでは、ちょっと確認なんです。一般会計の予算に関する説明書 14 ページなんですけれども、ここに認定こども園の人件費、給料ということで一般職の分が 250 万円減額になってます。その一番下、保健衛生総務費の分で、一般職員の人件費 21 万 3,000 円の減額になっているんですが、この減額について、どのような理由で減額になるのかということを説明お願いできますか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（但馬宗博君）

ただいまの高山議員のご質問にお答えいたします。

認定こども園の人件費の減額につきましては、職員の育休取得に関する減額でございます。

すみません、もう 1 点のほうをもう一度確認させていただいてもらってよろしいでしょうか。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○4 番（高山豊彦君）

もう 1 点が一番下のところなんです、保健衛生総務費の部分で、これも一般職の分で減額になっていると思うんですが、その説明もお願いできますか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（但馬宗博君）

大変失礼いたしました。

もう 1 点のほうにつきましては、人事異動に伴い、退職された方と新しい方の差額でございます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、環境衛生費の人件費の減額でございますが、こちらにおきましては、環境衛生課職員 1 名減額をさせていただきますして、議会事務局のほうへ増員させていただいておりますので、その減額分ということでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、私のほうからは、一般会計の 1 3 ページ、1 4 ページの物価高騰緊急支援給付事業について主に聞かせていただきたいと思います。

今回の補正では、国からの交付金が財源になっておりますけれども、ポイントとしては 3 2 7 万円ということになっています。これは 3 月に繰り越した分ですね。世帯主に 1 万 8,000 円分のポイントということがあったと思うんですけれども、それに 2,000 円を上乗せして 2 万円にするということだったと思います。地域ポイントにつきましては、もちろんこういう物価高が続く中で、ありがたいと評価する声ももちろんございます。その一方で、3 月末での利用率というのが 9 4 % というふうに伺っておりまして、金額にしますと 3 2 4 万円程度使い残したということが結果としてあります。担当課にちょっと伺っておりまして、全く利用できていないケースもあるというふうに伺っておりますし、やはりポイントというのは利用しなければ支援にならないというのがありますが、これは利用者の責任ではなくて、やはりどんな人にも支援が届く支援を行うというのが町の責任だというふうに思うんですね。

ちょっと担当課にお聞きしますけれども、この 1 0 0 % 利用できていない実態というのをどのようにお考えというか、分析されているのか。それを踏まえて、今回また世帯 2 万円の付与をされるわけですが、それに向けてはどのようなこの改善という

のを考えておられるのか、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

3月末で失効となりました茶源郷ポイントでございますが、総合計で3,283人にポイントのほうを付与させていただきまして、最終的に1ポイント残っていた方が327人ございました。そのうち139人が全額残っておったというところでございます。

こちらにつきましては、少額残っておられる方もおられるんですけれども、全額残っておられる方が139人いらっしゃるということで、65歳以下の方が67人、65歳以上の方が72人というところでございました。

こちらにつきましては、実際なぜ使われてないのかというところは、今後、会計年度任用職員を雇用いたしまして、使っておられない方とか、また特に高齢者とか回らせていただきまして、使っておられない理由とか、そうしたものを探って行って、使っておられない方は声を聞かせていただきまして、使いやすい環境というのを整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

139人の方が全額残しているというのは、かなり大きな額というか、人数だというふうにも思うんですね。今後、会計年度任用職員の方を配置して、なぜ使われてないのかということを実態把握する中で、今後改善していきたいという答弁だったわけなんですけれども、せっかく付与されても利用できない状況があるのであれば、支援にな

らないというのが地域ポイントの弱点でもあるというふうに思うんですね。

町内限定という利用ですから、生活環境ですね、車があるかないかとか、また周りに店があるかないかとか、また地域の状況の違いで、必然的に利用格差というのは生じる制度です。しかも利用期限が過ぎますと、付与されたポイントが消えるといった仕組みになっておりますので、やはり利用しなければ支援に届かないという状況がございます。そういう意味で、3月末期限の分では、324万円もの規模で支援が届かなかったと思います。

これだけの物価高騰の中で、そういう事態というのはやっぱり重大でありますし、確実に支援が及ぶ取り組みが一方でやはり求められているというふうに思います。その意味では、一般質問でも述べましたし、この間、繰り返し要望もしておりますけども、やはり水道は誰もが利用することから、料金減免というのはどんな方にも確実に届く支援になると思うんですね。

ちょっと町長にお聞きしたいんですけれども、減免をするしないは別にしまして、水道料金の減免というのは、ポイントとはまた違って誰もが使うものですし、どんな方にも軽減の恩恵というのが届く、そういう支援であるということはお認めになりますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます

私が水道料金をなぜ減免をしないかという形の理由を述べさせていただくのが、岡本議員に対する一番の答弁なるのかと思いますので、その点について答弁をさせていただきます。

基本的に、茶源郷ポイントは現在3,200人に付与したということでございます。実際のところと言いますと、国勢調査で和束町の人口は10月現在で2,966と出

ております。そのうちで130人程度が使われてないというのは、その住民でありながら和東町におられない方がおられるということも想定できます。そういった意味で、94%という数字につきましては、ほぼ使っておられるというように判断しています。この点については、ご意見の相違であるのかと思います。

ただ、なぜ水道料金の減免をしないのかということでございます。これにつきましては、今、和東町における空き家、これは担当課長のほうから詳細な数字が出るかも分かりませんが、空き家とか、盆、暮れにしか帰ってない家が100件以上ございます。こういう家も同じように減免になるわけでございます。それであれば和東町に住んでおられる方に対して直接支援するという方法をほかの方向で考えた方がいいのかなということで、現段階では、水道料金の減免よりもこちらのほうが使用率が高いということもございますので、茶源郷ポイントのほうで実施をしているのが現実でございます。先ほど担当課長が答えましたように、これは今後分析をしながら、どういう形がもっといいのか、ほかの議員さんも言われていますように、使う場所を増やす方法もありますし、それから使い方もあると思います。その辺も含めて、うちがつくってシステム自身の立てつけをもう一度見直していく時期も来ていると思いますので、その辺も含めて検討していきたいと思いますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

その前にそういうことで実際住んでおられないとか。また空き家であると。一応、持ち主はおられるけれども、空き家であるという方にも減免になるということだからという話は、これ自身は最近よく言われる話で、やらない新しい理由の一つになっているというふうに思うんですけれども、ただ、先日も言いましたけれども、水道というのは、ここに住んでおられる方にとってみたら必ず使うものですよね。国のほうは、

ガスであるとか、電気代であるとか、またガソリンであるとか、一定そういうライフラインに関わる固定的な経費について、物価高でかなり影響があるから交付金を出すということで支援していると思うんです。

前にも言っておりますけども、水道料金というのは、国が直接手をつけられないわけですね。自治体にしかできない支援なんです。だから今、多くの自治体で水道料金の減免というのをやっているというふうに思うんですよね。これから特に夏の状況の中で、水を使う機会も大きく増えていくという状況もある中で、令和2年に実際大きく値上げたわけですから、本当に水道料金の減免というのが、そこに住んでる方にとってみても大変大きな負担になっているわけですよ。それ以降、大きく物価高がどんどん進んでいく中で、やはり固定費についての負担というのが今までになく大きくなっていると。

先ほど大体はポイントは行き渡っているんじゃないかという話がありましたけども、要は、必ず使わないと支援にならないわけです。そういう点では、そういうポイントもやっていただいたら結構ですけれども、やはりその住民の方が何もしなくてもきちんと軽減になるという施策も今していけないといけないんじゃないかということで、繰り返し要望してるわけなんですね。だからこそ国のほうも推奨メニューとしてこの間挙げておられますし、先日も言いましたけど、財政上のペナルティーもこの間なくして、安心して減免できる環境整備を行っているというのが現状だと思うんです。今ほどある意味減免を行う条件が揃っているときにはないというふうに思うんですね。

いろいろ先ほど空き家の方にもどうこうということを理由にやらないんだというふうに言われましたけども、それだけでなにかやらないというのは、全体に対する負担軽減の認識はすごく弱いというふうに思うんですよね。そういう意味で、町の判断で固定費に対して軽減していくと100%必ずなるわけですから、今これだけ物価高が進んでいる中で、町として取り組まないと選択は私はないというふうに思うんですよね。地域ポイントをそれだけ推奨されるのであれば、いろいろあっても94%しか使

っておられないと。全く使われてない方が130人もいるということを一方で残しておいて、でもこれはやりますと。でも一部の空き家の存在を理由にこれはやらないというのは理由にならないんじゃないかと思うんですよね。ですから、そういった点でも、やはり今こそこれをやっていくときだという判断をすべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今、岡本議員の意見は一論あると私も思っています。実は昨日午前中、衆議院の予算委員会、午後から参議院予算委員会でも出ていました。この例の中には、去年の12月のポイントが今年の7月に初めて付与されるというようなことで質問も上がっていました。こういった中も含めまして、やっぱり経済対策ですので、いち早くすぐになにかできるかということもまず考えていかなければならないと私は思っています。その点でいくと即効性のあるもの、これは初日に担当課長のほうが答えていましたけれども、和束町は全国で3番目ぐらいに実施をできたというふうな状況があったりとか、そういう意味では、即効性があってよかったのかなと私は思っています。

ただ、水道料金に固執して言うわけではございませんけれども、システムの改修、それからそれ等々の改修、これは今の消費税と一緒にすけれども、そういう改修等の費用に余計なお金を使うのであれば、申請主義でありますけれども、住民の方に早く使っていただける方法を今取ったほうが即効性があるのかなと私は思いましたので、ポイントのほうに重点を置いたということでございます。

今後、金額に応じた形で減免がいいのか、その辺も検討していく時期が来ましたら、それはするべきだと思っております。

前回ですと8,000万円ほど金額を見ているので、約7か月ほど全部減免する

というようなことをやれば、これは確かに経済的に効果があるのかということも考えられますけども、そうしますと、約１割強は町外の方に支援をしていることになります。それも含めますと、どちらがいいのかということで経済比較しながら検討したいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

私は、減免を行うためのシステム変更というのは余計なお金ではないと思うんですよ。だから、そこは大きな選択肢として今後も排除せずに早急に検討はいただきたいと思うんです。

この間の交付金の関係で言っても、いわゆるグリーンライナーの運行に７００万円充当されましたよね。これ自身も７００万円を京阪バスに渡して、どれほどの効果があるのかという面もありますけれども、これを例えば一般財源に振り替えて、７００万円と今回の３００万円を合わせても１，０００万円を超えるわけですから、３か月ぐらいの夏季の暑い時期の水道料金を減免するということは十分できたというふうに思うんですよ、町の判断でできるわけですから。ですから、そういったところも含めて早急に検討いただきたいというふうに強く要望しておきたいと思うんです。

あと、それから今回、物価対策として、国のほうの３３２万円をここに計上されて、それを地域ポイントとして世帯２，０００円分を上乗せするというふうに充てられたわけですが、ただやはり先日も言いましたけれども、３月議会以降にいわゆるイランの攻撃というのが本格化して大変な状況が進んだわけです。ようやく戦争が終わるのかどうかというところまで来ているわけですが、ただ、やはりまだどうなるか分からないという状況があります。それだけに、国の交付金だけの対策というのは大変不十分じゃないかというふうに思っているんですね。やはり国に対してはもう少しちゃんと交付金を増やしてほしいという要望はしていただかないといけないとは

思うんですけれども、同時に、町としても、幾ら大変な財政状況があるにしても、基金自身もまだ10億円ほどあるというふうに聞いておりますし、前年度の剰余金等もある中で、もう少しこの6月議会で上乗せして対策を打てることが必要だったんじゃないかというふうに思うんですけれども、今回それをされていませんよね。それは交付金だけの対策にとどめたというのは、町長はお考えがあるんですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今回交付金だけになぜとどめたかといいますと、いち早く住民の方に交付をしたいということで、現在、交付金の交付決定につきましては8月中旬ということをおっしゃっています。これも昨日きちんとした予算委員会で出ていましたので、間違いなく8月中には総務省のほうから交付決定を打たれるということになります。今日これを可決いただきますと、来月の1日から立替えにはなりますけれども、この交付金は住民に入りますという即効性を考えております。

ただ、今言われるように、確かに去年は黒字会計で終わりました。去年につきましては、財政調整基金を崩しまして一定額を交付金に上乗せさせていただきました。これは決算を打って見ないと分からないということでございます。現実、速報値で見ますと、確かに財政基金につきましては10億円弱でございます。ただ借金につきましては50億円を超えております。この減債していかなきゃならない借金を返すためには、きちんとした精算を打たない限り、なかなか財政調整基金等々を切り崩すというのは難しい問題がございます。減債基金というのを積んでおりますので、それも含めてですけれども、それと今後行っていく事業等々がございますので、この事業等についてどのように予算立てをしていくのか、また起債をどう発行していくのかという点もございます。この辺も含めた中で、9月議会の決算認定を受けた後、若干でも余裕があ

れば、またその点については検討していきたいと思いますが、現段階では即効性のみを考えておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしく願います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

即効性をどうこうという話ですけども、今回 2,000 円を上乗せして、7 月 1 日付で 2 万円の付与ということなんですけども、ただ、1 万 8,000 円の分というのは、昨年 12 月に交付された分を繰り越した分なんです。ですから、3 月以降のいわゆるイラン戦争の影響という部分を勘案した分というのは、ある意味、この 2,000 円しかないわけですよ。1 人当たりになると 1,000 円ぐらいになるわけですよ。幾ら即効性を重視するといっても、それでは大変焼け石に水だということがあると思うんです。もう少しこの 6 月議会で上乗せをして、何らかの支援を上乗せしていただきたかったなというふうにいうふうに思っておりますので、臨時議会の対応も含めて早急に検討していただきたいというふうに思います。

最後に要望ですけども、この間イラン戦争等の影響で、例えば、事業所のほうとかでも物資が入ってこないとか、いろんな声も聞いておりますし、そういう中で経営が大変になっているという声も伺っております。そういった点で、相談窓口の設置や、また各種の税であるとか、保険税、保険料などの減免制度自身はあるわけですから、そういったことが適用されるかどうかは別にしましても、町としてそういった救済できる措置はあるということをやはり住民の方にもしっかりと広報されて、相談を受け付けていただいて、丁寧な対応をしていただきたいというふうに思うわけですけども、その辺は、先日の実態把握も含めて、今後ぜひやりたいというお話がありましたけども、それも含めて、ぜひ各課のほうに指示していただきたいというふうに思うんですけども、その辺を町長にお願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

要望をいただきましたので、その点につきましては要望として受け止めさせていただきます。

今言われるように、町としましてもできることはやっていくということで考えておりますし、その提案をするためにはいろんな施策を考えていきたいというふうに思っておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

反対です。

日本共産党の岡本正意です。

議案 25 号 令和 8 年度一般会計補正予算（第 1 号）への反対討論を行います。

今年度の当初予算を可決した 3 月議会以降の数か月は、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃、戦争による暮らしと経済の危機が拡大、深刻化し、ようやく戦争終結の合意が確認されたとはいえ、この間の物価高騰や物資不足などによる影響は続いており、危機打開のめどは全く立っておりません。

このような中で迎えた 6 月議会では、この間の深刻な事態を踏まえた可能な限りの

支援を具体化することが切実に求められたと考えます。ところが、今回の補正予算での物価高騰対策の内容は、国からの臨時交付金 3 3 2 万円を財源にした地域ポイント、世帯 2, 0 0 0 円分の上乗せのみで、住民 1 人当たりによれば約 1, 0 0 0 円程度にしかならない、まさに「焼け石に水」「雀の涙」と言わざるを得ない状況がございます。

7 月 1 日に付与予定のポイントは世帯 2 万円ではありますが、1 万 8, 0 0 0 円分は令和 7 年度の予算であり、この間のイラン情勢による影響は全く反映されておられません。たった世帯 2, 0 0 0 円分しか配分しない高市政権の無策はあまりにひどいと言えますが、それだけを前年度の繰越分で留め置いていた地域ポイントに上乗せしただけの補正予算を提案される町長は、この間の暮らしと経済の危機への認識があまりに弱いといえますか、なさ過ぎるのではないかと言わざるを得ません。前年度の余剰金や約 1 0 億円ある財政調整基金などを適切に活用し、ふさわしい支援規模を可能な限り確保して独自の支援を行うべきだと考えます。

地域ポイントそのものは、利用対象や期限に制限がありつつも、異常な物価高騰の中では有難い支援ではあります。一方で、3 月末期限のポイント利用率が 9 4 % にとどまり、3 0 0 万円以上の本来届くべき支援が消えている実態は重大であり、利用対象の拡大など、どんな人でも利用しやすい環境整備が一方が必要です。

同時に、どんな条件の方にも確実に支援が届く対策も合わせて実施すべきであり、町の裁量で実施できる最も効果的な支援策である水道料金の減免を今こそ実施すべきだと考えます。やる気があれば、交付金の財源変更も含め対応できるはずです。抜本的に事業内容や予算を見直し、今後の臨時議会も含め、支援内容の充実を図ることを求めるとともに、暮らしや経営の危機に関わる相談窓口の設置や各種税、保険料、保険税の減免制度など、暮らしを支える制度の周知徹底を強く求め、反対討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第２５号 令和８年度和束町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２５号 令和８年度和束町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２６号 令和８年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２６号 令和８年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２７号 令和８年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２７号 令和８年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２８号 令和８年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２８号 令和８年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前 11 時 33 分～午後 1 時 30 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8、同意第 2 号 和束町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、同意第 2 号の提案理由を申し上げます。

和束町農業委員会委員を任命するに当たって、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める次第です。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○建設農政課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、同意第 2 号について、朗読をもって説明させていただきます。

議案書のほうをお願いいたします。

同意第 2 号

和束町農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 23 日 提出

和束町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

事前に議長のお許しを得ておりますので、同意第2号の説明につきましては、同意
いただく委員の住所、氏名、年齢のみ朗読させていただきます。

和東町大字湯船、田中 徹、70歳

和東町大字別所、岡田 勝、68歳

和東町大字白栖、渡邊光章、61歳

和東町大字石寺、東本繁和、65歳

和東町大字撰原、西川菜央、50歳

和東町大字下島、谷本昌隆、66歳

和東町大字杣田、前出正実、68歳

和東町大字南、喜多章浩、50歳

和東町大字釜塚、辻 勝輝、68歳

和東町大字別所、和田嘉昭、72歳

和東町大字門前、北川 誠、55歳

和東町大字原山、荒木保博、72歳

和東町大字湯船、前田直樹、66歳

和東町大字別所、濟藤正広、69歳

次のページには、同意第2号の委員の経歴と資料を一覧として資料No.2を添付
させていただきます。

また、以上の任命同意につきましては、次のページにありますように令和8年6月
4日に和東町農業委員選定委員会が開催され、町長から諮問をさせていただいたとこ
ろ、14名を選定する旨の答申書をいただいておりますので、申し添えます。

以上、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第２号 和束町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第２号 和束町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第９、発委第２号 和束町議会広報発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

井上武津男議員。

○６番（井上武津男君）

それでは、発委第２号 和束町議会広報発行に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

なお、本議案につきましては、議会運営委員会を代表して提出するものでありますが、提案者である議会運営委員長に代わりまして、私、副委員長の井上から提案理由の説明をさせていただきます。

議会広報活動は、住民に対する議会活動の周知及び説明責任を果たす上で重要な役割を担っており、近年、その重要性は一層高まっております。現在、和束町議会広報編集委員会は規程に基づき運営しておりますが、広報活動の継続的かつ安定的な推進を図るとともに、委員会活動の位置づけ及び委員活動の公務としての整理をより明確にする必要があります。このため、広報編集委員会の設置、組織及び所掌事項等を条例により定め、開かれた議会運営及び適正な委員会活動の確保を図るため、本条例を制定するものであります。

それでは、議案の説明を行います。

発委第2号

和東町議会広報発行に関する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び和東町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和8年6月23日

提出者 和東町議会運営委員会委員長 小西 啓

和東町議会議長 畑 武志様

それでは、概要により簡単に内容を説明させていただきます。条文の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

和東町議会広報発行に関する条例について 概要

1. 概要

議会広報活動の充実を図るため、和東町議会広報編集委員会の設置、組織、所掌事項、委員の任期、その他委員会運営に関し必要な事項を定めるもの。

2. 施行期日

公布の日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第２号 和束町議会広報発行に関する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第２号 和束町議会広報発行に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第１０、発議第３号 全国一律の給付原則を守り安心できる介護保険制度を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正議員。

○７番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第３号について提案理由を申し上げます。

介護保険制度の原則は「全国一律のサービスを提供すること」であり、どこに住んでいても安心して介護を受け、住み慣れた地域で人間らしく生活できる環境を整備、保障することこそ国の責任です。ところが先日国会で成立した改定介護保険法は、全国一律のサービス提供の原則を覆し、地域格差を容認、拡大する中身となっており、とりわけ本町のような過疎が進む地域での介護をますます厳しくするもので、到底容認できないものであることから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第３号

全国一律の給付原則を守り安心できる介護保険制度を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定に基づき提出します。

令和 8 年 6 月 2 3 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

全国一律の給付原則を守り安心できる介護保険制度を求める意見書

今、介護保険のサービス基盤は大きな危機にあります。本町も含め、全国の市町村の 2 割超えの自治体で、訪問介護事業所がゼロか 1 か所しかない異常な事態が進行しています。サービス基盤の立て直しは喫緊の課題ですが、政府が進める方向は危機的状态を追認し、全国一律の給付という社会保険の原則を壊すものです。

介護保険改定による大きな問題は、「特定地域サービス」の創設です。高齢者人口が減少する地域を都道府県が「特定地域」に定めれば、在宅介護サービスや介護施設の管理者や専門職、常勤・専従要件、夜勤要件など人員配置基準が緩和される内容ですが、深刻な人手不足を基準緩和で対応するのは問題解決にはなりません。本町のような中山間地等で事業所の撤退、廃業等が相次ぐ最大の要因は、全産業平均より月 8 万円も低い低賃金、その大本にある低い介護報酬にあります。賃金水準の引上げをしないまま配置基準だけを緩和すれば、遠からず現場は完全に破綻します。

さらに重大なのは、「特定地域居宅サービス等事業」の創設で、本町のような訪問介護事業所が町内に一つ、またはゼロのような過疎地域において、要介護 1 から 5 の認定者への在宅サービスを保険給付から外し、市町村の「地域支援事業」へ移行させる内容です。地域支援事業は必要に応じて支払われる保険給付とは違い、予算上限の制限を受けるので、利用者が必要なサービスを削られることになります。これは利用者の受給権を侵害し、地域によりサービス格差を生むもので、高い保険料負担を強いながら、それに見合う介護サービスを給付しない「保険あって介護なし」をますます深刻化させ、保険の根幹を壊すものであり、到底容認できません。

政府におかれては、介護保険制度の危機打開へ、介護保険への国庫負担割合を 10 % 増やし、介護職の賃金を全産業平均並みに引き上げるとともに、地域の介護事業

を守り支えるために国費で財政支援を行うことを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月23日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

財務大臣 片山さつき 様

厚生労働大臣 上野賢一郎 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第3号について賛成討論を行います。

意見書の冒頭にあるように、介護保険のサービス基盤は極めて危機的な状況にあります。危機を進めてきた根本原因は、国の介護予算削減による低い介護報酬や削減であり、その結果、多くの介護事業所が厳しい経営を強いられ、廃業や倒産、事業縮小などに追い込まれています。それは、この間の訪問介護事業の介護報酬引下げにより多くの事業所が廃業に追い込まれ、自治体内の訪問介護事業所がゼロや一つのみなどの事態が全国で広がっていることでも明らかです。

同様に、意見書にもあるように、低賃金など介護スタッフの処遇改善が進まない中、

深刻な人手不足が慢性化しています。この実態を本気で改善し、介護基盤を整備・強化することこそ必要不可欠ですが、今回の法改定では遅れた実態を追認放置し、保険外しや人員配置基準の緩和など、あくまで安上がりで介護制度の根幹を壊す内容に終始しています。

介護事業所の経営難や人手不足の原因に手をつけずに人員基準等を安易に緩和しても、決して人手不足は解消されないどころか、ますます厳しくなるだけで、利用者に提供するサービスの質も低下する一方になることは明らかです。

昨年度から本町では、社協の訪問介護事業に対し赤字分の3分の2を補助する直接支援を始めましたが、このような取組が今、全国的にも拡大しております。今、国がすべきことは、介護報酬を大幅に引き上げ、公費で介護事業の継続やスタッフの処遇改善を図ることであることを、地域の介護基盤を守り抜くためにも、私たち議会が声を大にして求める必要がございます。

介護保険制度は、社会全体で介護を支える介護の社会化をスローガンにスタートし、四半世紀が経過しましたが、その実態は「介護の社会化」ではなく「介護の市場化・商品化」が進み、受益者負担と儲け優先の事業へと変質しました。その下で、保険料や利用料負担が際限なく増大し、サービスの保険外しや利用制限、不採算事業の撤退や不参入等が拡大し、当初から不安視された「保険あって介護なし」「負担ばかりでサービスなし」の事態が現実のものになっています。

今回の法改定はそれに拍車をかけ、全国一律のサービス提供という制度の原則をも壊す内容になっており、抜本的な見直し、再検討を強く求め、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第３号 全国一律の給付原則を守り安心できる介護保険制度を求める意見書を
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第３号 全国一律の給付原則を守り安心できる介護保険制度を求
める意見書は否決されました。

日程第１１、発議第４号 殺傷能力のある武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書
を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

７番、岡本正議員。

○７番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第４号についての提案理由を申し上げます。

この間、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃、戦争の停戦合意がようやく実現
し、いまだ予断を許さないとはいえ、平和の回復と中東情勢の安定化への動きは誰も
が歓迎しております。同時に、今回のイラン攻撃、戦争で改めて明らかになったのは、
戦争や武力攻撃は暮らしも経済も破壊するだけであり、攻撃が開始された際に、真っ
先に多くの子どもたちが犠牲になったように、夥しい命が奪われるだけで、まさに武
力では平和は守れないということでした。ところが高市政権は、このイラン戦争のさ
なかに、これまで禁止してきた殺傷能力のある武器輸出を全面的に解禁する重大な方
針転換を国会にも諮らず閣議決定だけで行いました。これは、私たちの税金で製造さ
れたミサイルやドローン兵器などが戦争や紛争の当事国に輸出され、その使用により
他国の多くの人々を殺し傷つけることにつながり、私たち自身が戦争や紛争を防ぎ、
なくすどころか、逆に助長し、拡大する片棒を担ぐことになりかねません。平和憲法
を遵守する義務を負い、非核平和を宣言する町の議会として、きっぱり抗議し、撤回
を求める意志を示すため、本意見書を提案いたします

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第 4 号

殺傷能力のある武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定に基づき提出します。

令和 8 年 6 月 23 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

殺傷能力のある武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書

高市政権は、「防衛装備移転三原則」と「運用指針」の改定を行い、戦闘機や艦船、ミサイルなど、殺傷・破壊能力を持った武器の輸出を全面的に解禁しました。輸出先として、国連憲章・国際法違反の攻撃、戦争を繰り返す米国などへも可能となるなど、平和憲法の下で国際紛争の助長を回避するとの「平和国家」としての日本の理念や立場を放棄するものです。

日本はかつて全面的に武器輸出を禁止してきた歴史があります。1967 年 4 月に佐藤栄作首相は「武器輸出三原則」を国会で表明し、続く 1976 年 2 月に三木武夫首相が全面禁止に踏み切りました。その際、宮沢喜一外相は「我が国は兵器を輸出して金を稼ぐほど落ちぶれてはいない」と述べ、武器輸出全面禁止の継続を表明しています。その姿勢と比較して殺傷能力のある武器をも全面解禁し、「武器輸出で経済成長」とまで述べる高市政権は、我が国を「落ちぶれた国」に変えるもので、到底認められません。

政府は、輸出先について、「防衛装備品・技術移転協定」を結んでいる米国や英国など 17 か国に限定していますが、協定を結べば幾らでも拡大できます。また、輸出武器が他国への侵略に使用していると確認されれば使用停止を求めるとしています。が、実際は輸出先の運用に口は出せない実態があり、何の歯止めにもなりません。殺

傷武器が無制限に輸出されれば、国民の税金で製造された「メイドインジャパン」の武器が使用され、世界中の子どもたちなど無辜の市民の命を奪い、地域や生活を破壊する国際紛争の助長、拡大に手を貸すことになります。武器産業で「経済成長」となれば、日本は「戦争なしでは生きられない国」になり、平和国家としての世界の信頼を傷つけ、失うこととなります。このような重大な方針転換を国民にも国会にも一切諮らず、閣議決定のみで行ったことは明らかに暴挙であり、撤回を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月23日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

防衛大臣 小泉進次郎 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第4号についての賛成討論を行います。

意見書でも紹介しているように、1976年に三木内閣が武器輸出の全面禁止に踏

み出した際に、当時の宮沢喜一外相が述べた「我が国は兵器を輸出して金を稼ぐほど落ちぶれてはいない」との答弁を今こそ重く受け止め、継承することが大切ではないでしょうか。

高市政権が殺傷能力のある武器輸出の全面解禁に踏み出した大きな動機、理由の一つは経済成長、つまり金儲けであり、国民の命や平和を守ることでは全くありません。武器輸出を求めているのは国民ではなく、軍需産業への支援を要求してきた財界・経団連であり、その要望に高市政権、自民党など与党が応えた形です。実際ここ数年で、武器生産を担う大企業の軍需、売上げは2倍から3倍にも増えており、全面解禁によりさらなる増収を見込んでいます。

経団連は安定した利益を確保するために要望を強め、政府はそれに応えて軍需産業を支える法的な整備を進めるとともに、外交ルートを通じての武器の売込みまで行っております。

もう一つの動機、理由は、アメリカトランプ政権の軍事費増を求める圧力であり、アメリカ軍のあらゆる先制攻撃に使用されているトマホークミサイルや戦闘機の大量購入などアメリカの軍需産業のお得意先にもなっております。このように、高市政権の武器輸出全面解禁の裏には、日米の財界、軍需産業の「兵器、武器で大儲けしたい」との強い要求があります。このような要求に応え続けるためには、世界が平和ではなく不安定で戦争が絶えない緊張状態であることが必要となっておりまいます。

意見書にもあるように、高市政権が進める「武器輸出で経済成長」の方向は、「戦争なしでは生きられない国」になることであり、それは世界の人々の多くの命を奪い、暮らしを破壊することと一体のことで、まさに死の商人国家への墮落であり、落ちぶれた国への道ではないでしょうか。

この道は他国だけではなく、国民の命と暮らしを犠牲にし、破壊することにならざるを得ません。高市総理は、武器輸出は戦争を抑止し、安定につながるなどと正当化していますが、この間のイラン戦争による影響で、たちまち日本の経済も暮らしも甚

大な打撃を受けている実態や現実を全く見ていないと言えます。

世界各地での戦争や紛争の継続を支えているのは、自国での生産と共に他国からの輸入であり、国会審議でも政府は、イラン攻撃中のアメリカへの武器輸出も可能だと答弁しており、明白な国際法違反のアメリカのイラン攻撃を全く批判できないばかりか、指示までしている日本政府による武器輸出がいかに危険かは明らかではないでしょうか。際限のない軍事費増は国家財政を悪化させ、その皺寄せは、国民の暮らし、社会保障の切り捨てに既につながっております。特定の国を名指しで敵視し、緊張をあおる中で進めている京都の祝園や舞鶴をはじめ、全国でのミサイル配備や基地化は、国民を守るどころか、命の危険にさらすだけです。落ちぶれた死の商人国家への墮落は、かつての戦争と同じ国家財政の破綻と暮らしと経済の破壊、そして再び国土を焼け野原にする道であり、殺傷能力のある武器輸出全面解禁の閣議決定の撤回を強く求め、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

発議第４号、殺傷能力のある武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第４号 殺傷能力のある武器輸出全面解禁の撤回を求める意見書は、否決されました。

日程第１２、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

ただいまから暫時休憩し、全員協議会を開催いたします。

委員会室にご参集ください。

休憩（午後 2 時 0 1 分～午後 2 時 0 7 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいま監査委員の小西 啓氏より辞職願が出ましたので、事務局より朗読いたします。

○事務局長（長谷川真理君）

令和 8 年 6 月 2 3 日

和束町長 馬場 正実様

和束町議会議員 小西 啓

辞職願

このたび一身上の都合により、監査委員を辞職いたしますので、申し上げます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました日程第 1 号の 1 を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます

したがって、日程第 1 号の 1 を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいま小西 啓議員から監査委員の辞職についてを議題といたしました。これに

についてお諮りをいたします。

本案については人事案件につき、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

これより採決いたします。

監査委員の辞職についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 1 4 分～午後 2 時 2 0 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 2、同意第 3 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法 1 1 7 条の規定により、村山一彦議員の退場を求めます。

（村山一彦議員 退場）

○議長（畑 武志君）

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、同意第 3 号の提案理由を申し上げます。

小西議員の辞任に伴い新たに和束町監査委員を選任する必要が生じました。よって和束町議会議員・村山一彦氏を選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を賜りたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、私のほうから、同意第3号についてご説明を申し上げます。

同意第3号

監査委員の選任について

下記の者を和東町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 京都府相楽郡和東町大字園

氏 名 村山一彦

年 齢 74歳

令和8年6月23日提出

和東町長 馬場正実

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案については人事案件につき、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原

案のとおり同意することに決定いたしました。

村山議員の入場を認めます。

(村山議員 入場)

○議長（畑 武志君）

ただいまの監査委員の選任につき同意を求めることについて、これを同意をいたしましたので、村山一彦議員にこの旨、告知いたします。

日程第13、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長挨拶。

○町長（馬場正実君）

令和8年和東町議会第2回定例会閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、今期定例会に提案させていただきました議案並びに同意案件につきましては、

議案第２４号を除きご承認賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。議決いただきました案件につきましては、速やかに事務に取りかけられるよう事務を進めてまいります。

さて、今期定例会でご指摘を受けました議案第２４号につきましては担当課に指示し、所管常任委員会へ丁寧な説明を行うとともに、関係規則を整備し、ご承認いただけるよう進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会の初日に行われました山本議員の一般質問の中で、府道の暴走行為があるというようなお話がございました。その後８月１９日、「８１９」ということでバイクの日ということで、和束町、木津署、道路管理者の京都府、田辺署、管轄をする田辺北土木事務所等々で啓発活動を行うということが決まりましたので、この点についてご報告申し上げます。

また、先日の日曜日、田辺署の所長と会食をする機会がございましたので、田辺署長のほうにもその旨を伝えておきましたので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

今期定例会におきましては、事務ミス、また、職員の接遇等ご指摘の多い議会となったと私は反省しております。この点につきましても、ここにいる管理職を全て含めて、接遇、それから事務ミス等が今後ないよう真摯に事務に向かいたいと思っておりますので、ご理解、ご支援、またご指導のほうをよろしくお願いいたします。

梅雨も本格化し、またその後、猛暑予報が出ています。議員各位におかれましては、くれぐれもお体にご留意いただきますようご祈念申し上げ、令和８年第２回和束町議会定例会閉会のご挨拶とさせていただきます。

今期定例会、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、令和８年和束町議会第２回定例会を閉会いたします。

なお、この後、全員協議会を開催いたしますので、委員会室にお願いいたします。

午後 2 時 2 7 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 畑 武 志

会議録署名議員 村 山 一 彦

会議録署名議員 井上 武津男